

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則</p> <p>平成 16 年 4 月 7 日制定</p> <p>第 1 条～第 5 条 省略</p> <p>(センター長)</p> <p>第 5 条の 2 <u>組織運営規則第 7 条第 2 項に定める産官学連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)は、センターの業務を掌理する。</u></p> <p><u>2 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 6 条～15 条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第 1 条～第 5 条 省略(現行どおり)</p> <p>(センター長)</p> <p>第 5 条の 2 <u>産官学連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)は、本学の教授をもって充てる。</u></p> <p><u>2 センター長は、センターの業務を掌理する。</u></p> <p><u>3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(センター長の選考)</p> <p>第 5 条の 3 <u>センター長の選考は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。</u></p> <p><u>2 その他センター長の選考方法について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第 6 条～15 条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則

この規則は、平成 20 年 3 月 3 日から施行する。